

登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託 質問に対する回答

受付 番号	受理日	資料名	質問内容	回答日	回答
1	令和7年 6月26日	実施要領 6の(7)の②	提案書の様式について、業務提案書の表紙（様式第8号）以外の業務提案を記載する様式（P.66（7）①「ウ業務実施の提案について・・・」に関する様式）は、事業者の裁量に任せるとの理解でよろしいでしょうか。	令和7年 7月11日	お見込みのとおりです。
2	令和7年 6月26日	実施要領 6の(7)	業務提案書は100頁以内の資料構成であれば、両面印刷、片面印刷の判断は事業者判断との理解でよろしいでしょうか。	令和7年 7月11日	お見込みのとおりです。
3	令和7年 6月26日	実施要領 6の(7)の②	提案書の様式について文字の大きさは事業者判断との理解でよろしいでしょうか。	令和7年 7月11日	事業者の判断としますが、業務提案書の読解に支障が生じないよう十分に配慮してください。
4	令和7年 6月26日	実施要領 6の(7)の②	提案書の様式について印刷はカラーとの理解でよろしいでしょうか。	令和7年 7月11日	事業者の判断とします。
5	令和7年 6月26日	審査基準 別表1の7	「7 会社概要、財務状況及び業務実績」「ア 会社概要及び財務状況」「②ISO（9001、14001）等の取得状況、SDGs や水循環企業認証の取組みについてはどうか」について、ISO（9001、14001）の認証	令和7年 7月11日	お見込みのとおりです。

			の有無、SDGs への取組みの有無、水循環企業認証の有無を示すとの理解でよろしいでしょうか。		
6	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(7)の③	「提案書の提出部数は 15 部とし、そのうち 6 部については会社名の特定につながる事項は記入しないこと。」について、会社概要や実績を証明する添付資料は対象外との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	会社概要や実績を証明する添付資料についても会社名の特定につながる事項は黒塗り等で塗りつぶして提出してください。
7	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(8)の④	「ただし、業務提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。」とありますが、PowerPoint によるスライドを使用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。ただし、当該資料が業務提案書の追加資料に該当すると判断した場合は、当該資料をプレゼンに用いることを禁止します。
8	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(7)の②	「イ 業務提案書の表紙（様式第 8 号）の次頁に目次を付け、各頁に頁番号を付し、100 頁以内の資料構成とすること」とありますが、資料構成の順番としては実施要領書 P6 6 (7) ①のア～ウの順との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。
9	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(7)の③	「提案書の提出部数は 15 部とし、そのうち 6 部については会社名の特定につながる事項は記入し	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。

			ないこと。」について、製本方法の指定（例えば紙ファイルの指定など）はないとの理解でよろしいでしょうか。		
10	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(7)の②	「イ 業務提案書の表紙（様式第 8 号）の次頁に目次を付け、各頁に頁番号を付し、100 頁以内の資料構成とすること」とありますが、頁番号を付するのは、ウの「登米市水道事業浄水施設等管理運転業務委託公募型プロポーザル方式審査基準の別表 1」に関する内容であり、ア及びイの会社概要や実績を証明する添付資料は対象外との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	ア及びイについても頁番号を付す必要があります。ただし、実施要領 6 の(7)の①のア「会社概要及び財務状況」のうち、財務諸表並びに直近 2 年間の損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書に関しては、頁番号を付さず添付資料とする取扱いとします。 なお、実施要領 6 の(7)の①のイにおいて「元請実績を提出すること」とありますが、これは、当該項目を業務提案書に記載することとします。
11	令和 7 年 6 月 27 日	審査基準 別表 1 の 3 のアの④	休日夜間の運転管理業務は、仕様書 22 条にある「(1) 運転監視操作業務」と「(2) 水質検査業務」等に合わせ、仕様書 27 条の「(4) 甲の休日・夜間における、電話・訪問者の対応」と「(5) 甲の休日・夜間における、各種情報の受付などの業務」も追加されることや、勤務者の休憩時間及び安全の確保など労働環	令和 7 年 7 月 11 日	勤務者の労働環境の観点のみならず、大規模な事故、災害等が発生した際の緊急対応や勤務者が突然体調不良となった際のリスクなどの観点も考慮し、休日・夜間であっても、2 名以上の勤務体制を求めます。

			境面の観点から、休日・夜間であってもワンオペレーションとなる体制は相応しくないと理解しますが、宜しいでしょうか。		
12	令和 7 年 6 月 26 日	審査基準 別表 1 の 3 のア	夜間・閉庁の運転管理業務は、お客様からの電話対応（令和 6 年度実績 250 件以上）や保呂羽浄水場以外の場外施設トラブルの現場対応（令和 6 年度実績 140 件以上）があるため、保呂羽浄水場に 2 名以上の常駐が必要との理解でよろしいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	勤務者の労働環境の観点のみならず、大規模な事故、災害等が発生した際の緊急対応や勤務者が突然体調不良となった際のリスクなどの観点も考慮し、休日・夜間であっても、2 名以上の勤務体制を求めます。
13	令和 7 年 6 月 26 日	特記仕様書 第 3 条の(1)の ③ 審査基準 別表 1 の 2	新設浄水場の次に示す項目について、甲、乙、及び DBM 事業者と協議並びに確認後に実施すること。 ア 膜ろ過設備の物理洗浄 イ 膜ろ過方式による安定した浄水処理を行うための体制や薬品注入管理 ウ 原水水質異常に対応するための運転方法 エ 膜ろ過方式による通水後の水質保持 オ 施設浄水場切替えで生じる薬品使用量の調整 カ 施工期間中に生じたトラブル	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。

			に対しても安定した運用を継続できるよう協力を行うこと。 とありますが、本項に記載されている「協議並びに確認後」とは優先交渉権者が決定後に行われるもので、項目毎に運用の説明等があるものと考えられます。 また、提案書の評価についても「審査基準（３）業務実施体制」に「保呂羽浄水場再構築事業における既設浄水場から新設浄水場への円滑な移行に係る協力体制について評価する」と記載されていることから、本項のア～カに関する提案は、DBM 事業者のみが記載可能なものであり、その他の事業者は記載できず公平性に欠けるため、記載されたとしても評価には繋がらないとの理解で宜しいでしょうか。		
14	令和 7 年 6 月 26 日	特記仕様書 第 3 条の (1) の ③	DBM 事業者には知り得ない切り替え作業については、その他の事業者は記載できず公平性に欠けるため提案書の評価にならない認識で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。
15	令和 7 年	実施要領	「～ただし、業務提案書に関わる	令和 7 年	業務提案書を拡大するだけでなく、

	6 月 26 日	6 の(8)の④	図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。」とありますが、二重提案にならないよう、提案書のみを拡大する理解で宜しいでしょうか。	7 月 11 日	業務提案書に関わる図や写真であれば説明用パネル等を使用することが可能です。ただし、当該資料が業務提案書の追加資料に該当すると判断した場合は、当該資料をプレゼンに用いることを禁止します。
16	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(8)の④	「プレゼンテーションは、参加資格者が提出した業務提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、業務提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。」とありますが、説明用パネルには、業務提案書に記載されている内容を拡大した図表を用紙のパネルで示すものであり、照光機能やタブレット類ディスプレイではないとの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	業務提案書を拡大するだけでなく、業務提案書に関わる図や写真であれば説明用パネル等を使用することが可能です。ただし、当該資料が業務提案書の追加資料に該当すると判断した場合は、当該資料をプレゼンに用いることを禁止します。なお、参加資格者が持ち込んだプロジェクターやタブレットを説明用パネル等として使用することは出来ません。
17	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(8)の④	動画作成しプレゼンテーションに使用することは不可の認識で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	業務提案書に関わる内容であれば、動画を使用しても構いません。ただし、当該資料が業務提案書の追加資料に該当すると判断した場合は、当該資料をプレゼンに用いることを禁止します
18	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(8)の④	「プレゼンテーションは、参加資格者が提出した業務提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は	令和 7 年 7 月 11 日	業務提案書に関わる内容であれば、動画を使用しても構いません。ただし、当該資料が業務提案書の追加資料に該

			認めない。ただし、業務提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。」とありますが、業務提案書に基づいて実施するため、説明時に動画や音楽を付けるなど、業務提案書に含まない内容でのプレゼンテーションは出来ないとの理解で宜しいでしょうか。		当すると判断した場合は、当該資料をプレゼンに用いることを禁止します。なお、動画の BGM として使用する音楽については、業務提案書との関連性を判断することが困難なことから、使用を認めません。
19	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の (7) の ①	提案書には、外部接続が可能な QR コードや Web アドレスなどは一切記載できないとの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。
20	令和 7 年 6 月 26 日	仕様書 第 29 条	勤務者は緊急時対応等の支援者を除き常駐者で他業務との兼務は認めないとの認識で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。ただし、やむを得ない事情により他業務との兼務が必要となった場合は、別途協議の上、その可否を決定することとします。
21	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の (7) の ②	100 頁以内の資料構成とするとありますが、両面印刷での提出で問題なしとの認識で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	事業者の判断としますが、業務提案書の読解に支障が生じないよう十分に配慮してください。
22	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の (8) の ④	プレゼンテーションの出席者は事前に役職や電子メールで報告した 4 名以内とし、質疑応答はその 4 名が全て回答する理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。

23	令和 7 年 6 月 26 日	特記仕様書 別表 5	新設浄水場の原水濁度は最大 2,000 度とのことですが、苛性ソーダ等のアルカリ剤は不要との認識で宜しいでしょうか。 また、現在仮設の苛性ソーダ注入装置を使用しておりますが、新設浄水場には流用はしないとの認識で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。
24	令和 7 年 6 月 26 日	特記仕様書 別表 3 の 8	既設の保呂羽浄水場非常用自家発電設備は令和 8 年度末（令和 9 年度以降は不使用）まで使用することの理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。
25	令和 7 年 6 月 26 日	特記仕様書 第 7 条第 1 号	「(1)発注」との記載がありますが、購入契約と納入を除くとの解釈で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	購入契約及び支払の手続はありませんが、納入立会いは対象となります。
26	令和 7 年 6 月 26 日	特記仕様書 第 9 条第 1 項・ 第 2 項	（経費の負担）第 9 条第 1 項、甲が負担する経費が記載されており、第 2 項には「乙が負担する経費は、甲が負担するもの以外とする。」と記載されています。浄水用薬品の負担区分が明示されていませんが、甲の負担との認識で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	お見込みのとおりです。
27	令和 7 年 6 月 26 日	実施要領 6 の(8)の③	本業務委託に従事する予定である担当者とは、提案書に記載した従事者との理解で宜しいでしょうか。	令和 7 年 7 月 11 日	業務提案書への記載の有無にかかわらず、プレゼンテーションの出席者は、本業務委託に従事する予定である担当者を含め 4 名です。